

60GHz 帯無線システムに関する法令改正

平成 27 年 11 月 30 日、総務省令第九十九号により、「電波法施行規則の一部を改正する省令」が公布、同日より施行されました。当該改正及び関連告示による主な変更点は以下の内容となります。

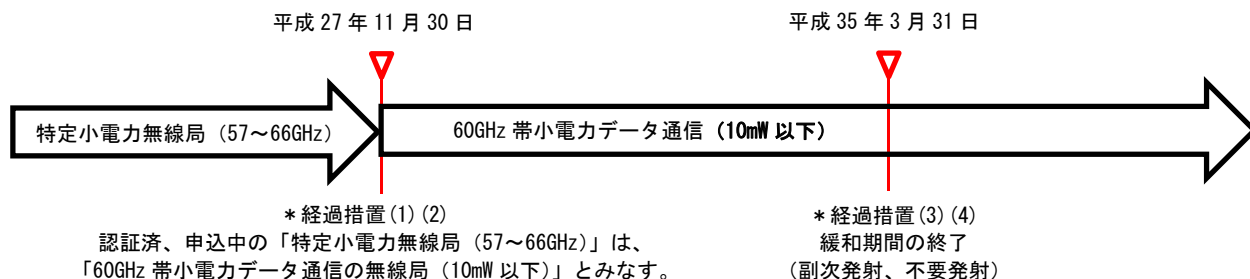
・ 1. 60GHz 帯無線システムの区分見直し

- 改正前： 証明規則 第 2 条 第 1 項 第 8 号 特定小電力無線局
電波法施行規則 第 6 条 第 4 項 第 2 号 (12) ***削除**
ミリ波画像伝送用及びミリ波データ伝送用 (57~66GHz の電波を使用するもの)
- 改正後： 証明規則 第 2 条 第 1 項 第 19 号の 4 の 2
60GHz 帯小電力データ通信システムの無線局 (空中線電力 10mW 超)
- ： 証明規則 第 2 条 第 1 項 第 19 号の 4 の 3
60GHz 帯小電力データ通信システムの無線局 (空中線電力 10mW 以下)

・ 2. 技術基準の整備

- 改正前： 無線設備規則 第 49 条の 14 第 12 号 ***削除**
特定小電力無線局 (57~66GHz の電波を使用するもの)
- 改正後： 無線設備規則 第 49 条の 20 第 7 号
小電力データ通信システムの無線局 (57~66GHz の電波を使用するもの)
- (1) 空中線電力の増力
10mW 以下 → **250mW 以下** (空中線電力が 10mW 超の場合、EIRP40dBm 以下)
 - (2) 占有周波数帯幅の拡大
2.5GHz 以下 → **9GHz**
 - (3) その他技術基準の見直し
空中線電力が 10mW 超のものはキャリアセンス機能を具備する事

・ 3. 経過措置 (証明区分の移行等)



- (1) 当該法令改正前に「特定小電力無線局（ミリ波画像伝送用及びミリ波データ伝送用）」として認証を受けている無線設備については、改正後の「60GHz 帯小電力データ通信システムの無線局（空中線電力 10mW 以下）」の無線設備とみなす。*平成 27 年 総務省令第 99 号 附則 2 より
- (2) 当該法令施行時に行われている「特定小電力無線局（ミリ波画像伝送用及びミリ波データ伝送用）」の証明等の求めについては、「60GHz 帯小電力データ通信システムの無線局（空中線電力 10mW 以下）」の無線設備とみなす。*平成 27 年 総務省令第 99 号 附則 3 より
- (3) 当該法令施行日から平成 35 年 3 月 31 日までの間における「60GHz 帯小電力データ通信システムの無線局（空中線電力 10mW 以下）」の副次的に発する電波の限度は、「100 μ W 以下」とする。*平成 27 年 総務省令第 99 号 附則 4 より
- (4) 当該法令施行日から平成 35 年 3 月 31 日までの間における「60GHz 帯小電力データ通信システムの無線局（空中線電力 10mW 以下）」の不要発射の強度の許容値は、以下の値とする。*平成 27 年 総務省令第 99 号 附則 5 より

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
100 μ W 以下	50 μ W 以下

スプリアス領域の周波数帯	参照帯域幅
9 kHz を超え 150kHz 以下	1 kHz
150kHz を超え 30MHz 以下	10kHz
30MHz を超え 1 GHz 以下	100kHz
1 GHz を超えるもの	1 MHz

必要周波数帯幅の条件	帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数
$B N < 1 \text{ MHz}$	$f_c \pm 2.5 \text{ MHz}$
$1 \text{ MHz} \leq B N \leq 500 \text{ MHz}$	$f_c \pm 2.5 B N$
$B N > 500 \text{ MHz}$	$f_c \pm (1.5 B N + 500 \text{ MHz})$

* 境界の周波数はスプリアス領域に含むものとする。

* 発射する電波の周波数が二以上の範囲にまたがる場合は、上限の周波数範囲に規定する値を適用する。

参考資料

平成 27 年 11 月 30 日付（官報号外 第 269 号）

〔省 令〕

- ・ 電波法施行規則の一部を改正する省令（総務九十九）

〔告 示〕

- ・ 特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する件（総務四一五）
- ・ 別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件の一部を改正する件（同四一八）
- ・ 構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件の一部を改正する件（同四一九）

お問合せ先：

株式会社ディーエスピーリサーチ 営業部

078-940-0377(代表) 078-940-0378(FAX)

E-mail: sch_rf@dspir.co.jp